

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：山形建設株式会社（法人番号1319001002014）  
業者の住所：山形県山形市清住町1-2-18
2. 指名停止措置期間：令和2年3月5日から令和2年7月4日まで  
(従前) (4か月)
3. 指名停止措置期間：令和2年3月5日から令和2年9月4日まで  
(変更後) (6か月)
4. 事 実 概 要：  
山形建設(株)は現在指名停止措置中のところ、元専務取締役が、山形県大石田町発注工事において、元副町長から入札情報の教示を受けたとして公契約関係競売等妨害の疑いで、令和2年2月26日、再逮捕され、更に、別の工事の入札においても入札情報の見返りとして現金を渡していた贈賄の容疑で、令和2年3月11日、再逮捕された。
5. 指名停止期間変更理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）及び付表第2第3号ア（贈賄）に該当し、同要領第5第5項の規定に基づき、指名停止期間を変更するものである。

## 参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から  3月以上9月以内

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」  
第5（指名停止の期間の特例）

- 5 地方防衛局長等は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、付表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、付表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。